

福山市建設工事設計変更事務処理基準

1 目的

この基準は、市が行う建設工事の設計変更及びこれに伴う契約変更の取扱いを定めることにより、事務の適正化及び簡素化を図るとともに、請負契約の双務性の維持に資することを目的とする。

2 設計変更

- (1) この基準において設計変更とは、工事の施工にあたり、当該契約の目的を変更しない範囲において設計図書の一部を変更する場合で、本市が契約変更の手続を行う前に当該変更の内容をあらかじめ受注者と協議し、又はその内容を受注者に指示することをいう。
- (2) 設計変更は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものについて、次の各号に掲げる場合において行うものとする。
 - ① 天災その他の不可抗力により工事を設計図書どおり施工することが不可能になった場合
 - ② 設計図書に示した施工条件が実際の工事現場の状況と一致しない場合
 - ③ 設計書、図面及び仕様書が交互に符合しない場合
 - ④ 新たな工法を採用する場合
 - ⑤ 発注時において確認困難な要因に基づく場合
 - ⑥ 他の事業に起因する事由、関係法令の改正等により設計条件の変更が必要となった場合
 - ⑦ 自然環境の適切な保全又は公益上変更の必要があると認められる場合
 - ⑧ 工期内に賃金水準又は物価水準の変動等により請負代金額が不適当になったと認められる場合
 - ⑨ 予算上の理由により変更が必要であると認められる場合
 - ⑩ 前各号に該当しない場合において、特にやむを得ないものと認められる場合

3 設計変更の手続

設計変更は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとし、主管部長又は主管課長が、その変更の内容を掌握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認したうえで、工事打合せ簿（技術検査課の定める「工事監督実施要領別紙様式1」）により受注者と協議することにより行うものとする。

4 契約変更の手続

設計変更に伴う契約変更の手続は、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

ただし、軽微な設計変更に伴うものや、工期又は請負代金の変更を伴わないものである場合は、工事完成の通知がなされる日（債務負担行為又は継続費に基づく工事において工期の末の属する年度以外の年度にあつては、会計年度の末）までに行うことをもって足りるものとする。

なお、受注者との協議については、請負代金額等の変更について（協議）及び変更協議に係る承諾書（「福山市建設工事請負契約約款」第 24 条、第 25 条関係様式）により行うものとする。

5 設計変更の事前協議

設計変更において、次の各号に該当する場合は、事前に担当部長、建設管理部長、建設政策課長及び建設政策課契約担当課長と協議し、承認を受けるものとする。

- (1) 変更見込金額が原請負金額の 30% を超えて増額となる工事。ただし、増額分が 300 万円未満のものを除く。
- (2) 変更見込金額が 3,000 万円を超えて増額となる工事
- (3) 構造、工法、位置等の変更で重要なもの
- (4) 国庫補助事業の変更で国の承認を必要とするもの
- (5) 予算措置を必要とするもの
- (6) その他特に協議を要するもの

6 その他

特別な事由により、この基準によりがたい場合は、別途定めるものとする。

附 則

この基準は、2002年（平成14年）4月22日から施行する。

附 則

この基準は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2008年（平成20年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2014年（平成26年）6月1日から施行する。

附 則

この基準は、2015年（平成27年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2019年（平成31年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2022年（令和4年）4月1日から施行する。

附 則

この基準は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。